

大項目	長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（女性支援基本計画）	第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画（DV防止基本計画）	課題	今後の取組
<p>○広報・啓発の強化</p> <p>○相談窓口の周知・相談しやすい体制づくり</p>	<p>1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築</p> <p>（課題：相談窓口、支援等を利用しない又は躊躇する女性への相談充実）</p> <p>（1）アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の高校、短大、専門学校、大学等に対するチラシ配布、学生相談室等を通じた周知 ・若年女性がアクセスしやすい、ネット、SNS、二次元コード等を使用した情報発信 ・「こどもカフェ」等、県の居場所づくりの取組を活用した女性に対する情報発信 <p>（2）相談支援の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談方法の多元化（メール、問合せフォーム等） ・女性相談支援員に対する傾聴スキル等に関する研修強化 	<p>I 暴力を許さない社会づくり</p> <p><u>重点目標2 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢DV防止に係る普及啓発の推進 ➢教育現場における指導の充実教職員に対してDVやデートDVについての研修、学校現場への啓発と指導資料の充実 等 	<p>●県では、今年から「こどもの意見表明等支援事業」が始まり、社会的養護にある子供たちが自分の権利を主張できるよう支援している。それに関わる中で、子供たちが「子どもの権利」を学んでいないことに気づいた。教育委員会と連携して子供の権利教育の強化を検討してほしい。</p> <p>◆女性から男性へのDVへの意識が薄いことが課題。</p> <p>■長野県で取り組んでいる「DV防止」や「困難な問題を抱える女性への支援」が、本当に困っている方に届くよう広報と周知をお願いしたい。</p> <p>■DVは女性からの加害もあるため、女性のみ焦点を絞る施策から、女性も男性も困難を抱える人の支援へと転換することを検討課題とすべきである。</p> <p>■教育が大切。教育機関における人権教育、男女の尊厳意識を高める教育・包括的性教育の実施を計画に盛り込む必要がある。包括的性教育とDV加害者プログラムの導入が必要。</p> <p>◆困難な問題を抱える女性への支援に関する広報・周知先として、県内の高校や短大等が挙げられているが、特に高校については県立（全日制）に限らず、私立高校や通信制高校などにも広報・周知していただきたい。</p>	<p>●子どもたちにジェンダー平等教育を行うことが重要である。性別役割や「らしさ」の刷り込みは根深く、次世代がジェンダー規範に縛られずに生きられるようにするため、台湾のように幼少期から県レベルでジェンダー平等教育を実施し、全国のモデルとすることが望ましい。教育への投資は最も効果が良いと考えられる。</p> <p>●デートDVに関する講座の実施実績が少なくない。DV防止対策として、一番効果があるのは教育であるため、包括的性教育もあわせて、人との対等平等な関係を結ぶ教育を進めていただきたい。</p>
<p>○一時保護体制の充実（強化・多様化）</p> <p>○一時保護等における支援等の拡充</p>	<p>2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充</p> <p>（課題：支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設）の制約</p> <p>（1）多様な問題を抱える女性に対する一時保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難支援事業の受入対象者の拡大、一時保護の役割分担による幅広い受け入れ体制の検討 ・一時保護施設における利用者の状況に応じた柔軟な対応の検討 ・「にんしんSOSながの」による支援拡充 <p>（2）心身の健康の回復及び生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同伴児童支援のための保育士、学習支援員の確保 ・被害者及び同伴児童に対して精神的なケアを行うためのカウンセラーの確保 ・女性相談支援センター、児童相談所の連携による同伴児童支援の強化 	<p>III 保護体制の強化</p> <p>◆重点目標1 相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢各圏域のネットワーク会議等で連絡体制を確認。事例ごとに関係者会議を開催。対応困難事例を集約した上で会議等において事例検討の実施。 <p>◆重点目標2 一時保護体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢被害者の国籍、性別、障がいの有無、年齢等にかかわらず支援を提供するための体制整備。 		

大項目	長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（女性支援基本計画）	第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画（DV防止基本計画）	課題	今後の取組
○自立支援の充実・強化	<p>3 自立支援のさらなる充実 （課題：困難な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の強化）</p> <p>(1) 同伴児童等への支援 ・児童相談所、児童家庭支援センターとの連携による心のケアの充実</p> <p>(2) 自立支援の充実 ・自立支援計画の策定による適切かつ継続的な支援 ・各種手続窓口につける同行支援 ・生活就労支援センター「まいさぼ」との連携による就労や住まい、家計等の相談の充実</p> <p>(3) アフターケアに関する支援の強化 ・女性相談支援員を中心とした伴走型支援 ・市町村等と連携した継続的なフォローアップ</p>	<p>IV 自立支援の強化</p> <p>◆重点目標1 被害者の状況に応じた個別支援 ➤被害者の安全及び心身の安定に対する支援の充実。</p> <p>◆重点目標2 子どもへの支援 ➤子どもの心のケアの充実。区域外入所・就学等の支援。</p> <p>◆重点目標3 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底 ➤警察等との連携。市町村の支援措置の適切な運用。</p>	<p>■相談現場での二次被害を防ぐために、トラウマインフォームドケアの研修と暴力と支配についての研修を女性相談員や支援員が受けられる体制を整備する必要がある。トラウマケアの専門機関やDV被害・加害者プログラムを行っている団体などの県内の専門家を活用し、現場の質の向上を早急に実施しないと、相談に行っても支援に繋がらないどころか、二次被害に遭い孤立した結果、社会的自立から遠ざかる人が増える危険がある。</p> <p>■DVや各種ハラスメント、虐待などの暴力被害者は、長期にわたり心的外傷による生きづらさを抱えている。多くが複雑性PTSDの症状を抱えており、社会的自立にはトラウマケアが必要であることから、専門的なトラウマケア、専門治療への補助や保険適用が叶えば、長く医療に繋がらずとも自立のしていくためのサポートになりえる。</p>	
○支援のための体制作り ○関係機関の連携強化 ○民間団体の掘り起し	<p>4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし （課題：女性支援を行う民間団体数が少数）</p> <p>(1) 支援のための体制づくり ・支援者のバーンアウト（燃え尽き症候群）防止のためのサポート体制強化 ・女性相談支援センターのスーパーバイズ機能の強化</p> <p>(2) 関係機関の連携強化 ・支援調整会議、圏域ネットワーク会議における情報、対応策等の共有 ・市町村基本計画の策定支援 ・個人情報の取扱い、本人同意の徹底</p> <p>(3) 民間団体等の掘り起こし ・シェルター、相談窓口、研修業務を行う民間団体等発掘</p>	<p>I 暴力を許さない社会づくり</p> <p>◆重点目標3 <u>関係機関の連携による支援体制の整備</u> ➤県内の配偶者暴力相談支援センターと関係機関の連携強化 ➤圏域・圏域ネットワークの強化 女性相談員と要保護児童地域対策協議会との連携強化等 ➤関連する地域ネットワークとの連携</p> <p>II 相談体制の充実</p> <p>◆重点目標1 相談機関の充実 ➤専門研修の充実。組織的対応の推進。</p> <p>◆重点目標2 <u>市町村の相談体制強化への支援</u> ➤市町村基本計画の策定に向けた支援 ➤市町村の相談体制強化への支援 全市町村の担当者会議の開催 国のマニュアル等を活用し、配偶者暴力相談支援センター設置や女性相談員配置の働きかけ 等</p> <p>◆重点目標3 外国人・男性被害者等への対応の充実 ➤男性相談日の設定。性的マイノリティへの適切な支援。</p> <p>◆重点目標4 性犯罪・性暴力被害者への支援 ➤性被害者のためのワンストップ支援センターとの連携</p>	<p>●女性への暴力に対する対応の充実として、県の相談と支援の専門職員を増員し、正規雇用として配置する。また、職員が専門的な研修を継続して受けられるよう補助すべき。</p> <p>●DV被害者の避難を基本とする対応を見直し、DVは基本的人権の侵害であり犯罪であることを前提に、加害者に責任を取らせる仕組み作りが必要。加害者側が家を出る、加害者プログラムを受けさせたりする対応を検討すべき。</p> <p>●女性支援新法は、当事者中心主義に基づき官民協働で困難女性の自立を包括的に支援することを定めている。早期発見のために行政と民間の支援の場をつなげるリスト作りを行う。上田市のやどかりハウスは斬新的な方法でDV被害者などを受け入れている。民間との連携と経済的助成が必須である。</p> <p>◆次期計画には、市町村職員の知識を深めるための研修会等を盛り込んでほしい。男女共同参画の担当となったが、業務内容が多岐にわたり、男女共同参画に関する知識を深めることが難しかった。男女共同参画に関する研修の実施を検討いただきたい。【市町村】</p>	<p>●県としてDV加害者対策に取り組むべき。また、児童虐待防止法では子供の面前でのDVは虐待であるとされていることから、DV加害者に対して児童相談所で子供への影響を中心とした加害者プログラムを実施すべき。</p>
○その他 ○計画の推進と評価	<p>毎年度、長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会の「DV被害者支援等に関する分科会」において、実施状況の把握、評価を行う。</p>	<p>I 暴力を許さない社会づくり</p> <p>◆重点目標1 基本計画の取組の推進及び評価 ➤計画の推進、毎年度の評価。</p>		